

児童館・学童保育所職員を対象とした 質問紙によるニーズ調査

—児童館職員への支援体制に焦点を当てて—

渡 邊 亜紀子

お茶の水女子大学グローバル COE プログラム

「格差センシティブな人間発達科学の創成」

PROCEEDINGS 03 Grant-In-Aid Research Awards

(公募研究成果論文集)

児童館・学童保育所職員を対象とした質問紙によるニーズ調査 —児童館職員への支援体制に焦点を当てて—

渡 邊 亜紀子
(人間発達科学専攻)

問題と目的

児童館・学童保育所は、放課後と学校休業日の子どもの生活を支える受け皿、女性の就業継続のために欠くことのできない施設である。近年は児童福祉法の一部を改正する法律（平成16年法律第153号）により、市区町村では各機関のネットワークで子どもと家庭の支援のために取り組むことが求められ（東京都福祉保健局少子対策部、2005）、児童館・学童保育所もその役割を期待されている。

しかし、児童館・学童保育所の問題事例は被虐待等を含む重い事例であることが少なくなく（武田、2004）、職員への支援の手薄さ等、法律と現場状況とのかい離が目される。また、障害児対応に関し、学童保育所での障害児受け入れが拡大される反面、自治体の多くでは障害児受け入れを支える職員の加配・研修の保障・専門機関からの支援等が未整備との指摘があり（伊藤、1992）、職員は障害児対応で専門性の限界を感じていることが推察される。日常の中で子どもの心理的支援として心理職はこれまで学校や保育園・幼稚園で従事してきたが、児童館・学童保育分野での関与は手薄く、どのような支援が行えるか模索段階であり、職員を支える仕組みづくりについての調査を実施することが急務である。田中（2007）は心理職等の専門相談員が東京都内児童館・学童保育所に従事する事例の増加に合わせ、質問紙を利用した調査研究の実施が望まれるとしている。

そこで本研究では児童館・学童保育所職員を対象に質問紙の自由記述から①職員の希望に見合った研修機会の実施の現状、②心理士（カウンセラー等）との連携の主なものとして予想される巡回相談制度等の支援制度の現状とニーズについて把握することを目的とした。

ちなみに、児童館は児童福祉法40条に基づく児童厚生施設であり、0～18歳までの児童に健全な遊びを与え、健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としている。これまでも時代のニーズに合わせて子育て中の母親支援のた

めの幼児クラブ、障害児、不登校、NEET、引きこもり、虐待などの支援が模索されてきた（児童健全育成推進財団、2006）。

一方、学童保育は児童福祉法第6条に基づく放課後児童健全育成事業であり、放課後に保護者のいない家庭等の小学校低学年を対象に、適正な遊びや生活の場を提供している。児童館の館内・小学校の敷地等に設置されているが、希望者に比して大幅な不足・大規模化などの問題が指摘されている（全国学童保育連絡協議会、2007）。

児童館は指定管理者制度による民間への管理委託、学童保育は厚生労働省と文部科学省の一体化による放課後子どもプランの推進等、放課後の児童処遇を巡る動向が目される。

方 法

調査協力者

東京都23区内、協力の得られた16区の児童館（342館）に1462部、学童保育所（520箇所）に1017部を配布した。現在、分析中のため、3月までに回答の得られた5区の児童館（110館）職員282名（有効回答数160名、回収率56.7%）に限り分析を試みたものを報告する。

手続き

児童館・学童保育所に質問紙を直送、若しくは管轄の区役所経由で郵送。質問紙への回答者は各館から任意に2～3名を抽出してもらった。

調査時期

2008年2月～3月に実施（回答の返送は5月まで待った）。

質問紙

項目は渡邊（2007a）の面接調査で得られた結果を基に作成し、フェイスシート（性別・役職・年代等）6項目、本文83項目の合計89項目で、量的調査と自由記述を中心とした質的調査からなるが、今回は後者を報告する。内容は下記の2つ（12項目）であった。

① ニーズに見合った研修の機会

研修機会については「発達障害・虐待・気になる子どもへの対応」及び、「保護者への対応」の2つを取り上げ、各々につき(a)知識・情報を得られる機会の有無(2件法)、(b)それが役立ったか否か(2件法)、(c)それが身近に得られたか否か(2件法)、(d)それがどこで、または誰から得られたか(自由記述)、(e)各対応において希望する支援内容(自由記述)の5項目、合計10項目を尋ねた。

② 自治体(市区町村)からの心理士による巡回相談等の支援制度

(a)自治体(市区町村)による心理士の巡回相談制度の有無(2件法)、(b)心理士に相談した内容の概略(自由記述)の合計2項目を尋ねた。

分析

質問紙の自由記述の検討はKJ法を採用し、各自由記述毎にラベルを作成後、それらの関連を視覚的に無理なく表現できるよう配置を検討した。

結果と考察

1. ニーズに見合った研修の機会

1.1. 発達障害・虐待・気になる子どもへの対応

1.1.1. 知識・情報を得られる機会の有無・有効性・機会の得やすさ

発達障害や虐待、気になる子どもについての知識・情報を得られる機会があると答えたのは有効回答者160人中84.3%(135人)であり、その内、その機会が役立ったと答えたのは95.6%(129人)、身近に得られたと答えたのは85.9%(116人)、その身近な機会の主たるものは各自治体や都が主催する研修会(71人;44%)であった。約84%もの高率で研修等が受けられており、その内容が全てを満足させるものではないにしろ、受けた研修や相談には殆どの人が役立っていると満足を表明していることは児童館を管轄する行政の管理・フォローが上手く機能しているといえるのではないだろうか。これまでの研修等は有用だったが、職員の要求度(研修内容・程度・頻度・開催時期等)に対する満足度については今後の調査課題である。渡邊(2007a)の職員対象の面接調査では職員が最も強く支援を希望していたのが発達障害への対応であったが、これは多くの児童館に併設されている学童保育所で受け入れている発達障害児への対応に関するものが大きいとされていた。今回の調査結果のように発達障害児対応に関する知識・情報が得られる機会を有する点においては職員のニーズに見合った支援がなされていると言える。次に、児童精神科医、小児科医、心理カウンセラー、幼稚園や保育園長・教

諭等の発達相談の専門家若しくは近隣領域の職種から上記内容の知識・情報を得ているが、有効回答数の内29人(18%)と未だ地域のネットワーク化が進んでいないことを示している。有効に地域の情報・アセットを利用している区や児童館の取り組み方を調査、解析し、水平展開を図ることで地域ネットワーク化の一助としたい。

1.1.2. メディアを通じた研修機会提供の可能性

知識・情報を得る機会のある上記回答者の内、研修が身近にあるが勤務時間中の実施のため全員の参加が困難・現状の勤務体制では職員不足のため多忙で研修に参加することが困難との意見が少数だが挙げられた。これについては自治体による職員加配がなされることが無望ましいが、それが現実的に困難であった場合、勤務時間外(又は勤務時間内:手空き時間帯における時間内研修は同僚、上司への質問、討議もしやすく効果が大きいと考えられる。今後導入、制度化等の検討が期待される)で手軽に得られるメディア(インターネット、通信講座等)の利用も有効だと考えられる。少数意見ではあるが、通信講座やテレビのドキュメンタリー番組等のメディアから知識・情報を得ているという回答もあった。今後職員を支援していく際のツールの一つとしてインターネット等を用いた情報提供を検討していくことが有意義だと考えられる。これまで受けた研修が非常に有効であったことや通信講座やテレビからの情報も有効に用いられているという意見があり、区等の行政単位で地域の実情に合わせたインターネットを介した支援システム(情報提供、学習、事例報告、専門家による相談等)を行うことは有効であると考えられる。

一方、知識・情報を得られる機会のない回答者(25人;16%)の内、それらの問題についての支援を必要としていると答えたのが58.3%と6割近くが支援を必要だとしていることが明らかとなった。実際にこれらの情報を得ることが出来た職員の満足度の高さから考えると、支援の必要性を感じていない人達も含めて何らかの研修の機会を与えることが重要であるが、こうした環境下にある職員にこそ、メディアの有効活用が望まれる。また彼らが既に十分な知識、経験を有し必要性を感じていないのか、それとも外部からの情報提供の可能性、有用性を知らず不要と回答したかは今後の検討が待たれる。

1.1.3. 発達障害・虐待・気になる子どもへの対応に必要な支援

発達障害や虐待、気になる子どもに対応するにあたり希望する支援内容については、TABLE1のように9のカテゴリーに大別して度数の大きいものから降順に並べたが、最上位に【児童館職員が相談できる専門家による相談体制の充実】【関係機関との連携・情報交換】が挙げられた。具体的には相談電話サービスや定期的な専門家の訪問があ

TABLE 1 発達障害、虐待等の子どもに対応するにあたり希望する支援内容 (N=57)

順位	度数	記述内容
1	10	児童館職員が相談できる専門家による相談体制の充実
1	10	関係機関との連携・情報交換
1	10	保護者対応のための支援
4	8	職員の加配
5	4	個別対応の必要な子どもへの適切な人員配置
6	3	職員のできることは努力する
6	3	障害児の放課後・進路対策
8	2	専門的・実践的研修の充実
9	7	その他

注) 度数は同一人物が複数回答しているものを含める。

ること、問題行動が起きた時にすぐ気軽に相談できること、事例に合った具体的助言・プログラムを受けられること等が求められていた。換言すれば、普段はこれらが得られていないことになり、専門家の助言を必要とする時に迅速に得られる環境が理想として掲げられていた。これは、研修も知識を得る機会として有用ではあるが、複雑化する子どもを取り巻く環境の変化に対応するには職員個人若しくは職場内での情報交換だけでは限界があり、専門家からの支援や情報交換によって対応していきたいとの職員の意向が読み取れる。渡邊(2007a)の面接調査では職員は地域の人的アセット等に関する情報があっても実際の活用法については不得手であるとの意見を得た。ここから、関係機関と連携・情報交換を進めていく際に児童館職員の努力のみでは限界があり、職員が有している・或いは有しているが活かしきれていない人的アセットをどう活用すれば有効な業務につながるかを専門家が提案することで、より円滑に関係機関との連携がとれるようになると示唆される。また、【職員の加配】【個別対応の必要な子どもへの適切な人員配置】が挙げられ、前者に関してはゆっくりと気になる子どもに一对一で関われないために人を増やしてほしい、後者に関しては個別対応のできる人員配置・虐待に関して小さなケースも見逃さずに対応できる職員の体制が必要との意見を得た。この記述からは、職員が業務を遂行する際、複雑化していく子ども・保護者問題に絡む多様な業務に忙殺されているゆえ、丁寧な対応が困難である姿が読み取れる。職員の加配や専門家による相談体制の充実は行政による調査・フォローが必要である。一方で、専門職が本来担うべき役割までも職員が背負っている現実を示しているのではないだろうか。これに対しては、職員が、自分達が担うべき仕事と他の専門家に任せべき領域との境界線が曖昧な中で判断しながら業務を進めていることが一因だと推察される。これについては、役割分担を示すガイドラインの提示や、専門職の役割としてここからは専門職に相談・委ねるレベルであることを知らせ、つないでいくことを提案できる。

更に、子どもに対応するための支援を尋ねたのだが、【保護者対応のための支援】への期待が高く、子どものみならず保護者を視野に入れた研修等の支援が有効だと示唆された。

1.2. 保護者への対応

1.2.1. 知識・情報を得られる機会の有無・有効性・機会の得やすさ

保護者への対応についての知識・情報を得られる機会があると答えたのは全体の70.6% (160人中113人)であり、前述同様研修から得られている(36.3%; 58人)という意見が多かった。高い水準にはあるが、先述の発達障害や虐待、気になる子どもへの対応についての機会と比較すると保護者対応に関する知識・情報を得られる機会はやや低いといえる。これは児童館という職場の性質として児童を中心とした対応の必要性が研修等でも優先されるからであろう。

1.2.2 保護者への対応に必要な支援

保護者への対応について希望する支援内容をTABLE 2のように9のカテゴリーに大別して度数の大きいものから降順に並べた。上位5位までを見ると、【保護者のクレームへの知識・対応法】が最も高く、最近、メディアでも注目されている苦情を訴える保護者に対応するための支援・研修機会の必要性が挙げられた。先の子ども対応の支援と比較すると保護者は直接の支援対象とは捉えられておらず、保護者からの要求はクレームとして捉えられ、保護者の問題は保護者自身で解決してほしいとの姿勢が読み取れる。しかし、実際には子どもと接していく際に保護者との関わりも重要となってくるため、保護者と職員とをつなぐ役割として心理職等の専門家が果たせる場面も出てくると考えられる。【職員のスキルアップのための研修】は次に高く、その中身としては具体的・現実的な事例を挙げての研修、保護者支援のグループワークやロールプレイを通しての学びがあり、事例に即した実践的な学びを強く欲していることが明らかとなった。橋本・扇田・多田・藤井・西村

TABLE 2 保護者に対応するにあたり希望する支援内容 (N=25)

順位	度数	記述内容
1	7	保護者のクレームへの知識・対応法
2	6	職員のスキルアップのための研修
3	5	保護者が身近に相談できる人(専門家・非専門家)や施設の充実
4	4	児童館職員が相談できる専門家による相談体制の充実
5	3	職員の適正配置
6	2	性格・心理的に問題のあると思われる保護者への対応
6	2	職員のできることは努力する
6	2	保護者の声を知りたい
9	7	その他

注) 度数は同一人物が複数回答しているものを含める

TABLE 3 心理士による巡回相談制度の有無・頻度

区	有無	頻度	備考
A区	なし	—	併設学童保育所では障害児対象の巡回相談あり
B区	あり	数回/年	夏期のみスクールカウンセラーが巡回
C区	なし	—	希望館に特別支援学校教員、教育関係・福祉関係の施設の専門家、保育園のカウンセラーによる相談が可能などところもあり
D区	なし	—	—
E区	あり	数回/年	—

(2005)の保育士対象の地域子育て支援に関する質問紙調査では、保育士が相談・家庭訪問・保護者への情報提供・他機関との連携・市民活動との協力の業務その他に関して知識・技術獲得の必要性を感じているとの結果を得ている。保育士と業務内容の重なるところのある児童館職員も、これらの内容を含めた課題について実践的に学習できると有効なのではないだろうか。

また、【児童館職員が相談できる専門家による相談体制の充実】も現状では未整備のところが多く、今後の整備が待たれる分野である。更に、【保護者が身近に相談できる人(専門家・非専門家)や施設の充実】という観点から質問紙の回答を見ると、保護者が身近に相談できる環境は少なく、地域コミュニケーションの乏しい中での子育てという不十分な社会環境がうかがい知れる。このような中、地域にある児童館の職員は都市を中心に子育て機能をもつ施設としての役割が期待され、実際に子育て関連の様々な活動が開催されている。保護者にとって身近な相談相手として期待される面も益々増加していくことだろう。そこで児童館への専門職の巡回相談或いは児童館経由の専門機関との連携の整備により、保護者は小さな相談からより専門性の必要な相談まで対応してもらおうことができるようになる。かつ普段利用する児童館が拠点となるため、相談する際に構えずにいられると考えられる。

【職員の適正配置】を希望する声は少数であるが(1.9%; 3名)出された。研修があったとしても職員数の少なさを

ら研修参加が困難な児童館もあり、この場合は先述のように、メディアを通じた知識・情報提供の機会が有効ではなからうか。

2. 自治体(市区町村)からの心理士(カウンセラー等)による巡回相談制度

2.1. 制度の有無と形態

自治体から心理士(カウンセラー等)の巡回相談制度があるのが5区の自治体中2区のみ、それも年数回に限られていた。児童館に併設されている学童保育所には障害児対象の巡回相談制度をもつ館があった。TABLE 3に5地区の児童館の巡回相談制度の実施の有無・頻度を示す。渡邊(2007a)の調査では職員が相談したい心理士像として保護者や子どもと日常的に関わりがあり信頼関係を大切にする、現場を熟知した人が挙げられた。年に数回ではこの理想像から大きく逸脱している。自由記述からは、制度があるのは知っているが実際に利用したことがない、制度活用の必要性を感じないとの意見があり、実際に必要性がないと感じているのか、それとも年に一度に必要な時に支援が受けられないことから活用を躊躇したり、潜在的には専門家による支援が必要な状態であるにも拘らずそれに気がつかず、職場内での対応で何とかしようとしている状態にあるのか、詳細な検討については今後の調査が必要である。巡回相談の流れの一例として、児童館併設の学童クラブや乳幼児で障害をもつ・気になる子どもたちを心理士が観察、

要望があれば保護者面談、職員との話し合いと助言をしていることが挙げられた。

2.2. 相談内容

心理士に相談をしたことのある回答者に相談内容を尋ねたところ、「発達障害児への対応（8件）」「気になる子どもへの対応（3件）」「虐待の疑いのある子どもへの対応（1件）」「一般児と障害児（学童保育所の一般児）の統合保育（1件）」「保護者へのアドバイス（1件）」「職員個人の相談（1件）」「一人っ子の育て方（1件）」「食事の時のしつけ（1件）」「日常の小さな疑問（1件）」が挙げられ、集団生活を送る上で課題を抱える子どもについての対応や、問題が深刻化する前の小さな日常生活上の相談が多いことが明らかとなった。これは、児童館での相談という枠組みを活かした予防的取り組みと言えるが、心理士が年に数回でなく定期的な巡回が可能であれば、「実は……」と言うようにより発展したテーマ、長期的にフォローの必要な相談に繋がっていく可能性も考えられる。保育士や幼稚園教諭対象の調査（井上・石川・会沢、2006）では、カウンセリングの分野で学びたい内容として発達障害や虐待、保護者への対応に高いニーズがあることが言及されているが、職域の重なる児童館・学童保育所職員も同様の課題を有していると言えよう。特に発達障害や虐待ケースの見立ては心理士の得意とする領域である。各事例の危険度の見極めをし、児童相談所・子ども家庭支援センター等へのリファールの必要性を判断し、専門機関へとつなぐことが期待される。児童館は日常生活の中で初期の相談窓口となりうる場である。よって、利用者である保護者や子ども達および彼らと日常的に接する職員とのよいコミュニケーションを保ち、適切な見立てをしていくことが求められる。また、助言をする際には渡邊（2007b）の職員を対象とした面接調査結果にあるように、虐待を受けた子ども本人や家庭・学校に対する職員の関わり方についての具体的な助言をしていくことが有効と考えられる。相談した専門家の属性としては、保育園・学校のカウンセラー、教育・福祉関係の施設の専門家、養護学校の臨床心理士等、地域毎に多様なカウンセラーによる巡回相談が実施されていた。

巡回相談制度の評価と課題

自由記述からは専門家からの支援を希望する声が挙げられ、職員のみ業務対応に限界を感じていることが示唆された。専門家による巡回相談制度が実施されている地区では巡回相談が有効であることが明らかとなった。巡回相談制度についての肯定的な評価として、「必要だと感じた時に希望すれば直ぐ相談にのってくれる（1件）」、「随時、保育の実態を見ながらアドバイスをしてくれる（1件）」とあるように、職員が支援を必要と感じたら即刻相談が可

能であることが高い評価を得ていると言えよう。一方、巡回相談制度の課題としては「相談期間が夏休みに限定されている等、職員が悩んでいるその時に相談できる機会がない（1件）」とあるように、巡回相談制度があったとしても、回数の限定のためにその機会を活かしきれていない実態が見受けられた。今後は行政側からの意見も調査し、専門職が児童館・学童保育所職員に対して研修や巡回相談などを通して職員を支える仕組みづくりに一翼を担うことが期待される。そして児童館・学童保育に携わる専門職からの継続的な実践報告が望まれる。中には、「以前は利用していたが、現在は利用を希望していない（3件）」という回答があり、巡回相談制度の機能・効果に関する今後の詳細な調査により、制度の有効利用に資することが必要である。

総合考察

多くの職員は子ども・保護者対応に必要な知識・情報を得る研修等の機会があり、それらは有用だとされていた。一方、複雑化する子どもを取り巻く環境の変化に対応するには職員個人若しくは職場内での情報交換だけでは限界があり、専門家からの支援や情報交換によって対応していきたいとの職員の意向が汲み取れた。研修等の機会がない、或いは職員全員の参加が困難・多忙等の環境下にある職員に対しては地域の実情に合わせたインターネットを介した支援システム（情報提供、学習、事例報告、専門家による相談等）を検討していくことが有意義だと考えられる。

必要な支援内容としては子ども対応と保護者対応の支援の必要性を比較すると、前者のほうがより高く、職員は子どもに対応する際に必要な支援を専門職から求めていると言える。保護者の要求については職員自身が支援を行うべきものとの姿勢はあまり感じられず、保護者自身で解決してほしいとの願いが強く、地域に保護者が語れる身近な人や専門家につながってほしいとの思いがあると推察された。しかし、子どもへのより適切な対応のためには保護者との協力関係も重要であり、この保護者と職員とをつなぐ役割に専門職が活用されることが有効だと考えられる。しかも、地域コミュニケーションの乏しい中での子育てという現状から、地域の児童館職員は保護者にとって身近な相談相手として期待される面が益々増加していくことだろう。専門職の児童館における巡回相談或いは児童館経由の専門機関との連携を整備していくことで、保護者にとっては普段利用する児童館で大小様々な相談が可能となり、職員にとっても負担軽減につながるだろう。専門職は各事例の危険度の見極めをし、児童相談所・子ども家庭支援センター等へのリファールの必要性を判断し、諸機関へとつなぐことが期

待される。児童館は日常生活の中で初期の相談窓口となりうる場である。よって、利用者である保護者や子ども達および彼らと日常的に接する職員とのよいコミュニケーションを保ち、適切な見立てをしていくことが求められる。職員が利用しやすい職務の役割分担を記載したガイドラインの作成・提示や、専門職に相談する領域を示し、つないでいくことを専門職の役割として提案できよう。

(文献)

橋本真紀・扇田朋子・多田みゆき・藤井豊子・西村真実 (2005)。保育所併設型地域子育て支援センターの現状と課題—A 県下の地域子育て支援センター職員と地域活動事業担当者、保育所保育従事者の比較調査から— 保育学研究、43、76-89。
井上清子・石川洋子・会沢信彦 (2006)。子育て支援とカウンセリング (2) —埼玉県内の保育者を対象とした調査から— 文教大学教育学部紀要、40、21-29。
伊藤三枝子 (1992)。目黒区の学童保育における障害児保育 季刊障害者問題研究、71、223-228。
児童健全育成推進財団 (2006)。児童館とは? 詳細説明

〈http://www.jidoukan.or.jp/what/what_detail.php〉 (2006年10月10日)

武田信子 (2004)。心理臨床家による子育て支援の課題 —カナダの多文化主義の視点から—臨床心理学 4 (5) 金剛出版、pp. 616-622。

田中周子 (2007)。児童館・学童クラブにおける心理的援助について 立正大学臨床心理学研究、5、53-64。

東京都福祉保健局少子対策部 (2005)。子ども家庭支援センターガイドライン 東京都福祉保健局少子対策部

渡邊亜紀子 (2007a)。臨床心理士による児童館を拠点とした支援の可能性—子どもへの臨床心理的地域援助のあり方を探って—未公開修士論文 お茶の水女子大学大学院

渡邊亜紀子 (2007b)。児童館・学童保育所指導員と臨床心理士の連携についての面接調査 日本応用心理学会第74回大会論文集、98。

全国学童保育連絡協議会 (2007)。学童保育の入所児童数は74万人に—昨年比で6万人増 (過去最高)、4年前と比べて21万人増— 全国学童保育連絡協議会 2007年7月2日

〈<http://www2s.biglobe.ne.jp/~Gakudou/2v007kasyosuu.pdf>〉 (2008年3月1日)

Needs assessment of Children's Hall and After-School Care Staff based on questionnaire survey: Focusing on the present condition of Children's Hall staff

Akiko WATANABE
(Human Developmental Sciences)

The Purpose of this study is to examine ① if Children's Hall Staff have workshops that would meet their needs, ② the present condition of their support by conducting questionnaires. The participants consisted of 160 Children's Hall Staff.

The major findings are as follow: (1) Most of them had workshops on responding to the needs of children and the caregivers. The workshops were useful. However, although the staff want to participate in workshops and also provide individual care to the children, they cannot because they are short in number. (2) Though the institutes are meaningful for providing knowledge, the staff would appreciate more opportunities to have counseling with professionals. The results of the study also indicated that the administration should research and follow up on them.

Keywords: Children's Hall Staff, needs, questionnaires